

よくある質問 Q&A

皆さんから多く寄せられる 不安や疑問点などをまとめました!

【森田奨学育英会の給付金について】

Q1 返済の義務はありますか？

A いいえ。

返済不要の給付型奨学金です。返済の義務はありません。

※2009年度までは貸与型の奨学金制度をとっておりましたので、現在返済中の方は引き続き返済の必要がございます。

Q2 選考はどのように行われますか？

A 学識経験者過半数をもって構成する奨学生選考委員会の選考を経て、理事会にて決定し、その結果を在学学校を経由して本人に通知します。

【応募資格について】

Q3 他の奨学金の給付を受けていますが、申込は可能ですか？

A 当財団の給付金は併用可能となっております。但し、給付を受けている奨学金制度が併用不可となっている場合がございますので、ご自身にてご確認ください。

Q4 現在、他の併用不可の奨学金制度にも申し込んでいます。申し込みは可能ですか？

A お申し込みは可能です。但し、当財団の締切日までに、他の奨学金制度の結果が出ない場合は、お申込みいただけません。

Q5 日本人学生ですが、募集期間中及び給付期間中に留学の予定です。応募できますか？

A はい。

学生本人が希望し、学校の推薦を受けた方であればご応募可能です。

但し、メール等での連絡がつく方で、お振込は国内の銀行口座に限ります。

Q6 日本人学生で大学院4年生です。早期修了が決まっていますが、応募は可能ですか？

A いいえ。

当財団の奨学金の給付対象期間は、募集する年度の4月～3月となっております。その間の就学に必要な費用に充てていただきたいと考えておりますので、応募時に早期修了が決まっている場合は、ご遠慮いただいております。但し、給付後に早期修了が決まった場合、返金は不要です。

【奨学生願書・奨学生推薦調書について】

Q7 旧姓で申請しても良いですか？

A 原則として、戸籍上の姓でお申込みいただいておりますが、お口座の名義とは必ず一致していなければなりません。特別なご事情がある方はご相談ください。

Q8 世帯収入の記入はなぜ必要ですか？

A 当財団の給付型奨学金の応募資格には、所得金額による制限を設けておりません。しかし、経済的な支援の必要性も資格要件の一つであるため、同一生計者の収入をご記入いただいております。原則として、父母、兄弟姉妹、同居している祖父母等をご記入ください。
なお、申請者ご本人様をご結婚等で独立（別居）した場合であっても、生活費・学費等の援助がある場合は同一生計とし、同一生計者の収入をご記入ください。

Q9 留学生の願書は英語でもいいですか？

A 英語でも日本語でも構いませんが、英語の場合は日本語訳をつけていただきますよう、お願いいたします。

Q10 推薦調書の推薦者氏名は学長でなければなりませんか？

A いいえ。学長、学部長、教授など、その奨学生をよく知る人物に記入していただくのが望ましいと考えております。
なお、推薦者には所定の推薦調書にご記入の上、署名捺印をお願いしております。